

第 181 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 3 月 25 日(水) 午前 9 時～午前 11 時 58 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (18名) ※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

1 番 原 田 勲 2 番 安 部 備 造 3 番 石 原 敬 士 4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江 6 番 内 田 吉 彦 7 番 藤 原 功 8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明 10 番 若 槻 隆 季 11 番 濱 田 正 敏 12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好 14 番 勝 部 定 次 15 番 藤 原 純 夫 16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義 18 番 藤 原 一 利

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 吉 川 明 広

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届け出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	181 回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。農業委員18名全員出席しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 安部委員、3番 石原委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第6号議案まで、順次行います。 報告第1号、農地の合意解約に関する届け出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積4,313㎡他で計4,769㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和2年3月5日・解約成立日 令和2年3月4日・土地引渡時期 令和2年3月5日、解約の理由 賃借人の都合による。 番号2、農地の所在 □□□□番外3筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積247㎡他で計2,033㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和2年3月9日・解約成立日 令和2年3月8日・土地引渡時期 令和2年12月31日、解約の理由 賃借人の都合による。 この案件につきましては、令和2年は耕作をするということで、今年の耕作終了後、返還するという事です。 番号3、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,897㎡他で計3,603㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和2年3月9日・解約成立日 令和2年3月8日・土地引渡時期 令和2年12月31日、解約の理由 賃借人の都合による。 これにつきましても番号2と同様、本年も耕作は行い、終了後に返還するという事です。 番号4、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,048㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、解約届出日 令和2年2月12日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年2月6日、解約の理由 賃貸人の都合による。 番号5、農地の所在 □□□□番外6筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積1,333㎡他で計12,252㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、解約届出日 令和2年2月12日・解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年2月6日、解約の理由 賃貸人の都合による。 番号6、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,508㎡他で計2,241㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和2年3月3日・解約成立日 令和2年2月27日・土地引渡時期 令和2年3月25日、解約の理由 借受人からの申し出による。 以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いませんが、異例ですがちょっと聞かせていただいてもいいでしょうか。 番号2と番号3ですが、引き渡しは12月31日になっておりますが、今年ちょうど中山間の事業の変わり目なので、そのところはどうなっているのでしょうか。
事務局	次の受け手の方はもう決まっているようですが、今年については自分がやるということでした。管理者が変わるということですね、来年。
議長	途中から変わっていいのかどうか。中山間の関係がですね。
農振川西	管理者が変わる場合は別に問題ございません。
議長	いいですか。はい、わかりました。
事務局	次、議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。 議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年3月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/田・現況/山林、面積717㎡です。権利種別非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 申請地は山中にあり日照問題や獣害等により、日常の農地耕作管理が困難であることに加え、元来生産性の低い土地であり、昭和40年代から耕作しておらず、現在樹木が繁茂し、森林の様相を呈しているため。 申請地は□□□□地区■●●●自治会地内の農地です。現地調査につきましては、3月6日に□□□□地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号1について15番藤原が補足説明させていただきます。 局長から先ほど説明があったと思いますが、3月6日、澤井・吉田・私の3人と局長さんとで現地確認をいたしました。現地は▽▽▽▽入り口から●●●●・▲▲▲▲方面に向かって200mくらい進んだ左側の山の中に、この田圃がございます。 昔は平地があって水があれば田圃にしたものでございますけれども、この現地も、3段の平地がございます、この田も含みまして、周りには30年～40年ぐらいの杉林が立っております。非農地として判断をいたしましたところでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、下記農地の非農地通知に対する承認について意見を求める。令和2年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 今年度2回目となります、非農地判断の案件です。 5頁から33頁になります。調査年月日は、システムの都合上、令和元年10月30日に統一させていただいています。 昨年の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今月10日までに所有者、または相続人に承諾書をいただいた荒廃農地です。なお、転用案件、賃貸借の設定があるもの、現場の写真がなかったものは除いています。 筆数362、面積210, 285㎡で約21haです。 いずれも、各担当委員さんから現地の写真をいただいております。 今回、承認をいただければ所有者または承諾者と、法務局、役場税務課へ非農地通知をいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 これについて質疑に入りたいと思いますが、1番から147番まで担当委員の皆様方が現地を確認された案件でございますが、ちょっと時間を置きますので、質疑がございましたら、挙手の上お願いいたします。
事務局	議案書中、備考欄に掲げてあるお名前は所有者の方のお名前になっております。所有者(承諾者)欄には承諾をいただいた方のお名前を、今回は記載しております。
議長	質疑ございませんか。
9番	1点だけお願いをしておきます。前回の委員会でも、私の担当の集落の土地についてご承認をいただいたところでございますけれども、実は私どもが調査して提出したものの約3分の1が非承認になっておりまして。さきほど局長の方からも説明がありますように、色々と、現場と帳面との齟齬が見られるわけでございます。これについて、私どもが調査する際いちばん気をつけたのは、多面的機能の集落協定、それから中山間の集落協定、そういうものの齟齬がないように、各集落の代表者と調整・確認をした上で出しております。ただ、結果としては3分の1が非承認になった理由というのを、もう少し地元の地権者にお知らせをしてあげなければなりませんので、そこへんの取り扱いを、統一した見解で取りまとめをしていただきたいと思います。ご承知と思いますが、我々が調査します図面というのは、およそ地籍調査をした図面をもとにして現地確認がしております。ところが実際、山間地に入りますと、そうでないところで沢山の畑地が、非農地・山林化しているわけです。これは多分、食糧難時代に様々なかたちで畑地化をした分だと思いますけれども、結果として我々が調べましたのは、税務課の切り図を出しまして、それから農業委員会の農地台帳と突合をしながら、現状がどうにもならないものを抽出したわけでございます。所有者自体が「この畑はどこにあるかわからんわ」というものがたくさんあるわけです。要するに地図不明とか所在不明の

9番	ようなですね、これはまあすでに世代交代をして、形態もわからんし所在もわからんと、いうのがありますが、そういうものが農地台帳に載っているわけですね。ただこれまでは、そういうものについては、もう頭からないものとして、我々が使っている図面にあるものだけを、確認をして歩いておったわけでございますから。そういうものとの乖離がいま具体的に出てきたと思っております。それ以外にですね、既に、もう地元を離れて相続人の方がどこにおられるかわからないと、というようなものもございます。そういうようなものがたくさんございまして、□□□□の推進委員の方からも、調査したものと農業委員会が作成した確認書、合わないものが相当数ある、そういうものをどういうふうにするのかというのをですね、ひとつ、委員会として統一した考えをもって、農地台帳をスッキリとした形にするよう進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	わかりました。大変貴重なご意見をいただきましたので、局長から何かございましたら。
事務局	難しいのが、B判定で荒廃と判断したものについては非農地判断できるのですが、すでに転用されたもの、施設が建ったり家が建ったり、実際非農地ではあるんですが、これについてはなかなか、農業委員会での非農地判断ができなくて、通常通り除外をして、転用の申請をして、というかたちになりますので、そういった案件が数件、多数ではありませんけど、あったのも見受けられましたので、その分は今回外させていただいております。その他についても、再度また確認をしておりますので、佐伯委員もおっしゃるように、統一した見解で、こういったものについては非農地判断、これについてはできない、というところをもういちど整理したいと思っております。以上です。
議長	また税務課とも相談をして、道路についても、町の公用施設についても、登記がしていないものが、農地に残っているところもあるので、そういうところも、将来は役場と一緒に考えてやっていただいたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
9番	つけくわえさせてください。そのことを私もよくわからんのですわ。■■■■■に行きましてつくづく思いました。あそこは戦後、入植して入られたところですけど、だいたい一筆で1haというような畑がいっぱいあるわけです。ですけど実質は、その内の3分の2が山林です。要するに山林の、一筆分の、なだらかなところだけを、なだらかといいましても平じゃないですから、そこだけを開墾して畑地としてやっている。それからご承知のように、あそこはスキー場として戦後だんだんに家を改築されているわけでございますけれども、まあはっきり言って、畑の中にいっぱい家が建っております。それは分筆もしてありません。そういうものの指導をこれまでできていなかったわけです。それをいちいち指摘しても、もうたぶん半数以上が既に空き家です。そういう実態をよく見極めて、これからの農地管理のありかたを良く検討していただきたい。農地法という法律があることはわかりますけれども、国道の移転によって、小さな畑の法が埋められて、地目は畑です。宅地に隣接していたからこれは宅地だと言ってもう宅地評価をしてしまった。ところが、現在はもうすでに廃墟となっております。そこはもう荒れております。要するにもとの畦畔に戻ったわけですよ。そういう実態が現場ではございます。国も通達を出しておりますね、非農地関係の判断基準というものです。そういうものの中でも、二人でいけないものは複数で確認をして、農地としては回復できないというものについては、先ほど話がありましたけど、税務課もその当時は畑であってもこれは宅地と同じようになっているから宅地だと言って評価したわけですよ。本当はそのとき登記をすべきじゃないかというのもよくわかる話。では現実ではとなると、もとの畑が崩れて山林になってしまっている、というようなところが多数、いま、奥出雲の山間地では見受けられます。そういうことも含めてご検討いただきたいと思います。
議長	事務局、また県の方にでも相談をしたりして対応をしていただきたいと思いますとおもいますので、よろしくお願いいたします。他に何か意見がございましたら。 ないようですので、議案第2号番号1から番号147まで、可とすることに意義ございませんか。 (はいの声)

事務局	可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号1から番号147まで、可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定についてを上程いたします。事務局説明してください。 議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年3月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積896㎡外で計1,993㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ●●●●番。 申請地は□□□□地区■■■■自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料№1をご覧ください。上の図が、周辺地図で、下の図が農地の位置図になります。ピンク色の部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。 この空き家につきましては、昨年6月24日にオレンジ色の部分の農地について告示いたしました。今回、新たに2筆の田を追加するものです。住宅に隣接し、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。 今回承認いただければ、それぞれ本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 6番	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします6番内田委員。 番号1について6番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■■■■自治会にございます。▽▽▽▽でございますけれども、そのちょっと上から左手の方に入って行ったところに現地がございます。先ほどの説明にあったように、以前、宅地のすぐ側の畑を申請しておりましたけれども、今回はその下の田圃についても併せてやりたいということで、申請を持たれまして、以前、和久利推進委員さんとか局長さんとかで現地確認しておりまして、これだったら大丈夫ではないかということで判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。
事務局	次、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。 議案第4号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外16筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積は1, 2

事務局	36㎡外で計14, 837. 61㎡。権利種別 3条使用貸借・更新です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。権利の設定 令和2年4月1日、契約期間は10年間です。 番号2、農地の所在 □□□□番外13筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積は11, 858㎡。権利種別、3条使用貸借・更新です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。権利の設定 令和2年4月24日、契約期間は10年間です。 番号3、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積は69㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10aあたり、120, 000円です。 番号4、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに畑、面積は240㎡他で計640㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10aあたり、200, 000円です。 番号5、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに畑、面積は597㎡他で計776㎡。権利種別 3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。空き家付き農地の告示は令和元年6月24日です。 番号6、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに畑、面積は306㎡他で計395㎡。権利種別 3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては10a当たり10, 000円です。 番号7、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積は1, 245㎡他で計1, 856㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては総額 290, 000円です。 番号8、農地の所在 □□□□番外11筆、地目は登記簿/現況ともに田、畑。面積は118㎡他で計22, 222㎡。権利種別、3条使用貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。契約期間は10年です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。17番渡部委員。
17番	番号1について17番渡部が補足説明させていただきます。この土地は□□□□地区■■■■自治会にあります。○○○○さん△△△△さんは親子で、親子締結されていた3条使用貸借の期間満了に伴い、更新される内容でございます。期間中、息子の△△△△さんが耕作されており、なんら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	挙手全員 よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号4について質疑に入ります。3条の使用貸借です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号5、番号6について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。7番藤原委員。
7番	番号5について、7番藤原が補足説明させていただきます。 この場所は、□□□□地区■■■■自治会にあり、▲▲▲▲に〇〇〇〇さんの家があります。その道を挟んで畑がございまして、昨年の7月の総会で空き家付き農地の審議をしていただきました案件でございます。今回は〇〇〇〇さんから、知り合いの△△△△さんが譲り受けをされ、永住を希望されているようです。問題はないと思いますので審議よろしくをお願いいたします。 続きまして番号6について、この農地は□□□□地区■■■■自治会にございまして、▲▲▲▲に〇〇〇〇さんのお宅があります。そこに隣接した畑と、▽▽▽▽の左側の畑の2筆でございます。〇〇〇〇さんは▼▼▼▼の方におられまして、高齢になりましたので管理が困難となり、近所であり親戚関係でもございます△△△△さんに譲り渡しをして、管理をしていただきたいとの申請がありました。審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号5について質疑に入ります。3条の無償移転です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号5について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号6について質疑に入ります。3条の有償移転です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号6について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号7について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。12番山内委員。
12番	番号7について、12番山内が補足説明させていただきます。この場所は■■■■常会でございまして、〇〇〇〇さん△△△△さんとも住んでおります。現場は〇〇〇〇さんが13年前に登録し、子どもは県外在住ということですが、今般ようやく相続登記が終了したということで、この際、なかなか一人ではならないので、譲りたいということで、この農地のすぐ近くに住んでいる△△△△さんの方へ譲ることが話し合いが成り立ちましたので、今回このような手続きをしたわけでござ

12番	いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号7について質疑に入ります。3条の有償移転です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号7について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号8について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。4番高橋委員。
4番	番号8について、4番高橋が補足説明させていただきます。これも親子貸借の案件です。圃場は□□□□の■■■■集落地内にあります○○○○さん所有の農地を、△△△△さんに使用貸借するものです。今では△△△△さんが、農地の管理を中心的な役割で担っておられます。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号8について質疑に入ります。3条の使用貸借です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号8について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに畑、面積514㎡外計550㎡。権利種別は使用貸借。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、借受人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、転用目的 露天駐車場、施設等 駐車場、転用の理由 追認です。■■■■の駐車場として使用したい。農用地区域外のため除外はありません。顛末書を読みます。 番号2、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積107㎡。権利種別は所有権移転です。譲受人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、転用目的 露天駐車場、施設等 駐車場、転用の理由 譲受人所有の居宅兼店舗に隣接する本件申請地を取得し、譲受人家族および来客者用の駐車場、一部菜園場としたい。農用地区域外のため除外はありません。対価につきましては、1,000,000円です。 番号3、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積2,087㎡。権利種別は所有権移転です。譲受人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、転用目的 個人農林業施設、施設等 ライスセンター、転用の理由 近くに自社米穀倉庫があり、関連建物を同じところにするため。除地は令和2年2月28日に県の同意を得ています。対価につきましては、1,200,000円です。

事務局	番号1、2につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。番号3につきましては、昭和56年度から平成5年度において馬木地区第2工区県営圃場整備事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1、番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。2番安部委員。
2番	2番安部が補足説明させていただきます。場所でございますが、両方とも■■■■地内でございます。 番号1の方は、□□□□に△△△△がございます。○○○○さんが■■■■でございまして、今度△△△△の方で貸し出しをするということでございます。前から駐車場として使用しておりましたが、今度は■■■■等を新設という計画があるようでございまして、その際色々と調べてみたらこういうことになっておったと、始末書が先ほど出た通りでございます。 番号2の方ですけど、場所でございますが、□□□□がございます。△△△△さんはその△△さんでございます。▽▽さんが□□□□をしておられます。畑がございましたけれど、それを駐車場にして使うということでございます。○○○○さんが所有しておられますが、売買が成立して、申請をされたという案件でございます。ご審議よろしく願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。使用貸借です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号2について質疑に入ります。所有権移転です。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号3については私の案件でございますので代理さんをお願いいたします。
代理	議案第5号番号3は、○○○○の案件でございますので、ここで交代し、進行を進めさせていただきます。番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号3について、15番藤原が補足説明させていただきます。この案件は昨年10月24日第176回総会で承認になりましたところの、農業振興地域整備計画変更の除外申請に伴う所有権移転

15番	でございます。場所は□□□□近くにある■■■■の裏でございます。ご承認よろしく願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号3について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について承認することに決しました。
事務局	次、議案第6号、農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積254㎡他で合計3,059㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年、賃借料につきましては総額玄米60kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積536㎡他で合計3,068㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は1年、使用貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,578㎡他で合計3,703㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号4、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積746㎡他で合計7,245㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,074㎡他で合計2,034㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては総額14,000円です。 番号6、農地の所在 □□□□番外5筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積674㎡他で合計7,694㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。

事務局	番号7、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,419㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料につきましては10a当たり玄米45kgです。 番号8、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積901㎡他で合計3,322㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては総額玄米60kgです。 番号9、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積822㎡他で合計2,660㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号10、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,699㎡他で合計3,463㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、使用貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,072㎡他で合計5,042㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年、賃借料につきましては総額玄米240kgです。 番号12、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,191㎡他で合計3,277㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年、賃借料につきましては総額30,000円です。 番号13、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積4,313㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年、賃借料につきましては総額玄米60kgです。 番号14、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,709㎡他で合計1,991㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a 当たり8,000円です。 番号15、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,499㎡他で合計5,539㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1ヶ月、賃借料につきましては10a 当たり12,000円です。 番号16、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積531㎡他で合計1,971㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては総額玄米240kgです。
-----	---

事務局	営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a 当たり3,000円です。 番号17、農地の所在 □□□□番外6筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,396㎡他で合計10,384㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a 当たり5,000円です。 番号18、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,284㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a 当たり5,000円です。 番号19、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,412㎡他で合計2,349㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は7年、賃借料につきましては10a 当たり玄米30kgです。 番号20、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積427㎡他で合計2,808㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は2年10ヶ月、賃借料につきましては総額25,600円です。 番号21、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,058㎡他で合計7,059㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a 当たり玄米30kgです。 番号22、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,398㎡他で合計2,124㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a 当たり玄米30kgです。 番号23、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積3,226㎡他、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a 当たり10,000円です。 番号24、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,893㎡他で合計4,793㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1ヶ月、賃借料につきましては10a 当たり2,100円です。 番号25、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,229㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利
-----	--

事務局	用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a 当たり4, 500円です。 番号26、農地の所在 □□□□外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1, 404㎡他で合計2, 168㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号27、農地の所在 □□□□番外7筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積650㎡他で合計8, 454㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、使用貸借です。 番号28、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積715㎡他で合計3, 367㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料につきましては10a当たり玄米25kgです。 番号29、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積449㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、使用貸借です。 番号30、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1, 019㎡他で合計2, 105㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、使用貸借です。 番号31、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 914㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号32、農地の所在 □□□□番外8筆、地目 登記簿/現況ともに田または畑、面積272㎡他で合計1, 524㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、使用貸借です。 番号33、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1, 373㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号34、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 424㎡他で合計4, 601㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号35、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 273㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利
-----	--

事務局	用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号36、農地の所在 □□□□番外5筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,431㎡他で合計6,186㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号37、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,289㎡他で合計3,949㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号38、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,768㎡他で合計3,749㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号39、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,234㎡他で合計3,190㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号40、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,458㎡他で合計4,696㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米30kgです。 番号41、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,926㎡他で合計3,465㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料につきましては10a当たり玄米60kgです。 番号42、農地の所在 □□□□番外8筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積896㎡他で合計13,618㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり12,000円です。 番号43、農地の所在 □□□□番外10筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,416㎡他で合計10,955.1㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 岩田農園株式会社、住所 中村940番地、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり12,000円です。 番号44、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積3,170㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。
-----	---

事務局	す。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米60kgです。 番号45、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,044㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a当たり玄米45kgです。 番号46、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,420㎡他で合計2,827㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a当たり玄米45kgです。 番号47、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,187㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては10a当たり玄米45kgです。 番号48、農地の所在 □□□□番外6筆、地目 登記簿/現況ともに田または畑、面積1,333㎡他で合計12,252㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり12,500円です。 番号49、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,048㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり12,000円です。 番号50、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積815㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり11,000円です。 番号51、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに畑、面積3,461㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は5年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり2,167円です。 番号52、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積246㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は5年、使用貸借です。 番号53、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,677㎡他で合計8,895㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり15,000円です。 番号54、農地の所在 □□□□番外5筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,192㎡他で合計8,496㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営
-----	--

事務局	面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は2年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米90kgです。解除条件付き賃貸借です。 番号55、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 283㎡他で合計4, 681㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は2年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米90kgです。解除条件付き賃貸借です。 番号56、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積951㎡他で合計3, 268㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は2年10ヶ月、賃借料につきましては10a当たり玄米90kgです。解除条件付き賃貸借です。 番号57、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 068㎡他で合計3, 148㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1ヶ月、賃借料につきましては10a当たり10, 000円です。 番号58、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積3, 141㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料につきましては総額15, 000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1から番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。13番宇田川委員。
13番	番号1について13番宇田川が補足説明させていただきます。○○○○さんと△△△△さんは同じ自治会の方同士でございまして、△△△△さんはお勤めでございますけれども、■■■■と いうことで、ずっと○○○○さんの田圃を作っておられたということで、再設定の案件でございます。自治会は□□□□自治会で、問題なく耕作されておりますので、よろしくお願いいたします。 番号2について、これにつきましては□□□□自治会でございまして、場所は■■■■辺りでございます。△△△△さんもお歳ではございますけれども、頑張って作っておられますし、自宅が近くにございますので、そういう関係からもう一年頑張ってみるということでございます。これも再設定ということで、問題はなかろうかと思っております。よろしくお願いいたします。 番号3について、これは□□□□の自治会で、○○○○さんと△△△△さんは同じ自治会の方同士でございます。△△△△さんは今、自営でやっておられまして、□□□□の作業組合の役員をしておられます。熱心に農業に励んでおられます。場所としましては、■■■■、あの一等地辺りでございます。問題はなかろうかと思っております。 番号4について、これも□□□□自治会の方同士でございます。これにつきましても、△△△△さんは■■■■家を新築されたということで、地元で頑張っておられる方でございますけれども、現在、△△△△さんは自治会長をしておられます。□□□□の営農組合がありますけれども、そこに所属しておられるということでございますので、問題なく耕作をしていただけたらと思っております。以上です。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 次、議案第6号番号2について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号2について承認することに決しました。 次、議案第6号番号3について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号3について承認することに決しました。 次、議案第6号番号4について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号4について承認することに決しました。 次、議案第6号番号5、番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。3番石原委員。
3番	番号5について、3番石原が補足説明させていただきます。所在地は■■■■地内、□□□□方面に向かって、左手に入りますと、▽▽▽▽周辺に2筆の農地がございます。○○○○さんは高齢で●●●●の方へ転出してございます。その150m上に△△△△さんのお家がございます、作業の方は営農組合に委託するということで、日々の管理の方は△△△△さんということで、再設定でございますけど、良好な管理をされております。 番号6について、□□□□のふもとに○○○○さんの家がございます。その周辺にこの筆がございます。△△△△さんは専業で農業を営んでおられまして、日々良好な管理をされております。ご審議よろしく願います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号5について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号5について承認することに決しました。 次、議案第6号番号6について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号6について承認することに決しました。 次、議案第6号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。6番内田委員。
6番	番号7について、6番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□自治会でございまして、□□□□の集会所がございます。これを■■■■へ向かっていただきますと、●●●●がでございます。その隣の辺りにある圃場でございます。○○○○さんは近年体調を崩されまして今年耕作ができないということで、誰か作り手がいないかということだったんですけれども、△△△△さんが○○○○さんの田圃の上の段で作っておられますので、お話し合いができて、今回○○○さんの田圃を△△△△さんが耕作するということですので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号7について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号7について承認することに決しました。 次、議案第6号番号8、番号9について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。10番若槻委員。
10番	番号8、番号9について、10番若槻が補足説明させていただきます。いずれも受け手は△△△△さん、この方は□□□□自治会の方で、自宅は■■■■に●●●●という看板が立っております。これを200mくらい上がりますと、△△△△さんの自宅前を通過して、●●●●へ上るようになっております。 番号8について、○○○○さん、この方は■■■■自治会の方で、□□□□がございしますが、その先の右左、両方に分かれた圃場でございます。圃場整備がしてなくてなかなか受け手が見つからなかったのですが、△△△△さんが手を挙げていただいて、今回出させていただきました。 番号9について、○○○○さんでございしますが、これは△△△△さんの家の下、▽▽▽▽を挟んで向かい側に三つ重なってあるような圃場でございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号8について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 番号8について承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号8について承認することに決しました。 次、議案第6号番号9について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 番号9について承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号9について承認することに決しました。 次、議案第6号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番原田委員。
1番	番号10について、1番原田が補足説明させていただきます。この案件は、□□□□の■ ■ ■ ■自治会、▽▽▽▽を入りますと一番最後の家が△△△△さんのお宅でございます。以前、〇〇〇〇さんから△△△△さんが農地を借りる案件で、残りの部分がございましたので再度提出されました。場所は▲▲▲▲が△△△△さんの自宅でございます。その周囲に今回提出されました案件が、貸し借りの案件で残っていたようでございます。〇〇〇〇さんが相続されまして、△△△△さんがそれをまた借りて管理されるという案件でございます。問題ございませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号10について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 番号10について承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号10について承認することに決しました。 次、議案第6号番号11から番号18について担当委員の補足説明をお願いいたします。10番若槻委員。
10番	番号11、番号12、番号13について、10番若槻が補足説明させていただきます。 番号11について、設定される方は〇〇〇〇さん、□□□□自治会の方でございます。圃場の場所は、〇〇〇〇さんの自宅になります。家の前に車庫が建っておりますが、この後ろを△△△△さんが耕作されております。 番号12について、そこからまた■ ■ ■ ■の手前、右と左に3筆、▽▽▽▽さんが作られる田圃があります。 番号13について、□□□□くらい入りますと、今度新しく請け合います◇◇◇◇さんの圃場がございます。先日行ってみますと、きれいに草も刈られ、準備が整っております。このところは今度の総会の合意解約のところで2筆出ておりましたけれども、一筆、一番下くぼですけど、ここは水が足りないかもしれないので、今年はちょっと見合わせてみると本人が言っておりました。 番号14について、〇〇〇〇さん、この方は□□□□に自宅とこの2つの田圃がございます。△△△△さんはこの近くの方でして、本家分家というふうに聞いております。 番号15について、〇〇〇〇さんは■ ■ ■ ■の住所になっておりますけれども、□□□□に実家はあり、〇〇さんが住んでおられます。△△△△さんは▽▽▽▽自治会の方で、認定農業者の方でもあり、〇〇〇〇さんと同級生ということで、今回契約ができました。圃場の場所でございます

10番	が、●●●●から150mくらい入りますと○○○○さんのところの圃場に行きます。 番号16から番号18について、これはいずれも受け手が△△△△さんでございます。この出し手も■●●●自治会の方でございます□□□□から入りますと番号17の圃場が一番先にありまして、あとの番号18、番号16の圃場は▽▽▽▽に点在しています。これは再設定でもあります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号11について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号11について承認することに決しました。 次、議案第6号番号12について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号12について承認することに決しました。 次、議案第6号番号13から番号14については、受け手が△△△△さんでございますので一括質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号13から番号14について一括承認することに決しました。 次、議案第6号番号15について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号15について承認することに決しました。 次、議案第6号番号16から番号18については、受け手が△△△△さんでございますので一括質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号16から番号18について一括承認することに決しました。 次、議案第6号番号19、番号20について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番原田委員。

1番	番号19、番号20について、1番原田が補足説明させていただきます。 番号19について、〇〇〇〇さんは□□□□自治会におられます。〇〇〇〇さん宅より200～300m■■■■■に行ったところに△△△△さんのお宅がございます。〇〇〇〇さんは●●●●●の方に在住でございます。△△△△さんは退職者さんで一生懸命農業をやっておられまして、再設定でもあります。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。 番号20について、〇〇〇〇さん△△△△さんの案件でございます。〇〇〇〇さんは●●●●●へ出ていらっしゃいます。その隣が△△△△さんの家でございます。以前より△△△△さんが管理・作っておられます。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号19について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号19について承認することに決しました。 次、議案第6号番号20について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号20について承認することに決しました。 次、議案第6号番号21から番号25について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。17番渡部委員。
17番	番号21から番号25について、17番渡部が補足説明させていただきます。この農地はいずれも□□□□の近くにございまして、番号21は、□□□□から約1km南方面にあります。番号22は□□□□をまたいだ下にあります。番号23は、□□□□から南に約500mの位置にある■■■■■前の農地です。いずれも農事組合法人△△△△が耕作されている農地に隣接しています。以前から法人と利用権設定がなされていましたが、設定期間の終了に伴い、更新の申請でございます。 番号24について、この案件は昨年12月の第128回総会で合意解約が報告された農地についての利用権設定です。□□□□地区■■■■■自治会にあります。場所は■■■■■集落から▽▽▽▽に約500m行ったところにあります。隣接する農地を耕作する△△△△さんとの契約で、3枚の水田とも、水がここ2、3年不足しているためにソバの作付を△△△△さんが予定されておりますので、賃貸料は畑作の設定としています。 番号25について、この案件は昨年12月の第128回総会で合意解約が報告された農地についての利用権設定です。□□□□地区■■■■■自治会にあります。場所は■■■■■集会所から▽▽▽▽に約500m行ったところにあります。隣接する農地を耕作する△△△△さんとの契約で、△△△△さんが現在耕作されている農地もきれいに管理されておりますので問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号21から番号23について、これは先ほどご説明がありましたように、農事組合法人△△△△が受け手でございますので、一括質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号21から23について承認することに決しました。 次、議案第6号番号24について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号24について承認することに決しました。 次、議案第6号番号25について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号25について承認することに決しました。
議長	次、議案第6号番号26から番号31について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。16番森山委員。
16番	16番森山が補足説明させていただきます。 番号26について、□□□□の■■■■自治会にある農地でございますが、現場は▲▲▲▲の側にある田圃でございますが、○○○○さん△△△△さんいずれも□□□□の■■■■自治会にお住まいの方でございますが再設定でございます。これまでも問題が起きておりませんので、なら問題ないと思っています。 番号27について、○○○○さんと△△△△さんのご申請の農地でございますが、これは□□□□の■■■■自治会内にある○○○○さんの家の側にある農地でございますが、両者とも□□□□の■■■■自治会内でございます。これも再設定で、これまでも問題は起きておりませんし、善良な耕作がなされております。問題ないと思っております。 番号28について、○○○○さん△△△△さん、これも■■■■の□□□□自治会の方でございますが、○○○○さん△△△△さんは隣合わせという状況ですし、田圃も両家の間にある農地で、△△△△さんの所有水田の、隣接した○○○○さんの田圃でございますが、これも再設定で、これまでも何ら問題も起きておりませんし、目にも見えるところできれいに草刈り等、△△△△さんしていられまして、何ら問題はないと思っています。 番号29について、□□□□自治会でございます。○○○○さん△△△△さんとも□□□□自治会の方でございますが、再設定で、これまでも耕作をされており、両者とも問題等発生しておりませんので、引き続いて耕作をすることということで、使用貸借ということで、賃借料はなし、作っていただくということで話し合いのついた案件でございます。 番号30について、これも□□□□自治会内にある農地でございますが、○○○○さんは以前、□□□□自治会で住んでおられましたけれど、高齢になられて、■■■■の方へお出かけである、ということで家は空いておりますが、田圃は近くにありますので、その田を△△△△さんが引き続いて耕作をされる、という案件でございますが、何ら問題はないと思っています。 番号31について、○○○○さん△△△△さんの申請の農地でございますが、これも□□□□自治会にある農地でございます。これまで△△△△さんが作っておられる農地の続きである○○○○さんの田圃でございますが、これまでも△△△△さんに耕作を依頼して作っていただいておりますが、期間が満了したので引き続いて耕作をお願いされるということです。この案件について

16番	ては賃貸借でございますので、賃借料は10a当たり玄米30kg(1袋)で耕作を引き続いてやっていただくという案件でございます、何ら問題はないと思っています。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号26について、質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号26について承認することに決しました。 次、議案第6号番号27について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号27について承認することに決しました。 次、議案第6号番号28について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号28について承認することに決しました。 次、議案第6号番号29について質疑に入ります。使用貸借です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号29について承認することに決しました。 次、議案第6号番号30について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号30について承認することに決しました。 次、議案第6号番号31について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号31について承認することに決しました。

議長 4番 議長	次、議案第6号番号32から番号40について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。4番高橋委員。 4番高橋が補足説明させていただきます。 番号32について、これは親子の使用貸借でして、〇〇〇〇さんのお住まいは□□□□地区、集落内の農地を、〇〇〇〇さんが、農業者年金の実況に合わせて、△△△△さんに貸し付ける案件です。更新ですのでよろしくお願いいたします。なお耕作は△△△△さんの名前で法人に参加しておられます。 番号33について、〇〇〇〇さんの案件です。この圃場は、□□□□集落内の農地でして、更新・再設定ですのでよろしくお願いいたします。なお、△△△△さんは■■■■にお勤めされて、□□□□の実行組合では中心的な役割を果たしております。 番号34と番号35について、これは新規でして、この圃場は□□□□集落地内の田圃です。このたび〇〇〇〇さんが、隣近所2件の△△△△さんと△△△△さんの2名に耕作をお願いされる案件です。二人とも頑張っておられますのでよろしくお願いいたします。 番号36から番号38について、この圃場は□□□□地内中ほどで、〇〇〇〇さんは■■■■にお住まいです。受け手の△△△△三名とも、たいへん耕作熱心な方々で、畦畔の草刈り等日々の維持管理がきちんとされています。再設定でもありますのでよろしくお願いいたします。 番号39と番号40について、これも再設定ですが、この圃場も先程の案件と同じ□□□□地内にあります。受け手の△△△△さん▲▲▲▲さん、この二名ともたいへん耕作熱心でおられまして、△△△△さんは■■■■にお勤めするかたわら農地の維持管理もきちんとされております。▲▲▲▲さんは▽▽▽▽を退職され、今年から農業を専業に取り組み、また集落の農地水事業にも参加され活躍されております。再設定でもあります。 ご審議よろしくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号32について、質疑に入ります。使用貸借です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号32について承認することに決しました。 次、議案第6号番号33、番号34について、受け手が△△△△さんでございますので、一括質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号33、番号34について承認することに決しました。 次、議案第6号番号35について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号35について承認することに決しました。
-------------------------------	---

議長	次、議案第6号番号36について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号36について承認することに決しました。 次、議案第6号番号37について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号37について承認することに決しました。 次、議案第6号番号38について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号38について承認することに決しました。 次、議案第6号番号39について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号39について承認することに決しました。 次、議案第6号番号40について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号40について承認することに決しました。 次、議案第6号番号41から番号42について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。1 1番濱田委員。
11番	11番濱田が補足説明いたします。 番号41について、〇〇〇〇さん△△△△さん▽▽▽▽さん、いずれも□□□□集落の方でござい ます。場所につきましては、■■■■の周辺にある圃場を△△△△さんが。▲▲▲▲にある 圃場を▽▽▽▽さんが耕作するという案件でございまして、再設定でございますので、問題ないか と思います。 番号42について、□□□□、一番奥の家になります。■■■■に〇〇〇〇さんの自宅がござ います。道路を挟んでその下側の圃場を△△△△さんが耕作しておられます。いずれも再設定で

11番	ございますので特に問題ないかと思います。 あ、ごめんなさい。番号44が△△△△さんの案件でした。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号41について、質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号41について承認することに決しました。 次、議案第6号番号42について、質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号42について承認することに決しました。 次、議案第6号番号43について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番藤原委員。
7番	番号43について7番藤原が補足説明させていただきます。この農地は□□□□地区■■■■自治会にございまして、□□□□に〇〇〇〇さんのお宅があります。その周りに隣接している圃場でありまして、受け手の△△△△さんは推進委員でもありますし、認定農業者もしておりますので問題はないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号43について、質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号43について承認することに決しました。 次、議案第6号番号44について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番濱田委員。
11番	番号44について11番濱田が補足説明させていただきます。□□□□に位置する圃場でございまして、〇〇〇〇さん△△△△さんとも■■■■地内の方でございまして、再設定でございまして、特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号44について、質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員 よって議案第6号番号44について承認することに決しました。 次、議案第6号番号45から番号49について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。14番勝部委員。
14番	14番勝部が補足説明させていただきます。 番号45から47について、この圃場はだいたい一箇所にかたまっておりまして、□□□□の中間辺りに位置するところでございます。■ ■ ■ ■ あたりにこの田圃が集中しているところでございます。△△△△さんの家からだいたい300mくらいのところに位置しているところでございます。再設定でございますので、ご審議よろしくをお願いいたします。 番号48から49について、冒頭報告第1号でありました合意解約の件に関連しておりまして、解約された土地を〇〇〇〇さんの●●●●にあたる△△△△さんがその後引き受けられるという案件でございまして、だいたいこれは□□□□集落のちょうど中間辺りに位置しておりまして、△△△△さんの田圃も一箇所に集中しているような位置にございまして、△△△△さんは■ ■ ■ ■ 自治会の方でありますけれども、●●●●ということで作ってやるというようなことでございます。〇〇〇〇さんも認定農業者でもありますが、トマトと水稻をやっておられましたけれども、今回水稻の方をやめてトマトの方に集中してやりたいということでありまして、農業を辞めるんじゃないかと言っておりましたら、そういう返答がありました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号45から番号47について、先ほど説明がございましたように、△△△△さんが受け手でございますので、この3件について一括質疑に入りたいと思います。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号45から番号47について承認することに決しました。 次、議案第6号番号48から番号49について、△△△△さんが受け手でございますので、この一括質疑に入りたいと思います。新規の案件です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号48から番号49について承認することに決しました。
議長	次、議案第6号番号50について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。2番安部委員。
2番	番号50について、2番安部が補足説明させていただきます。 場所でございますが、□□□□のところにこの水田がございまして。〇〇〇〇さんが高齢になりましたという関係で、近くの△△△△さんに作っていただくという案件でございます。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号50について質疑に入ります。新規です。

	質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号50について承認することに決しました。 次、議案第6号番号51について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。9番佐伯委員。
9番	番号51について、9番佐伯が補足説明させていただきます。 この圃場は、□□□□地内■■■■集落▽▽▽▽の開発団地にある農地でございます、〇〇〇〇さんが高齢になられましたので、△△△△さんがこれを引き受けて規模拡大をしていくという案件でございます。△△△△さんはご承知のようにエコファーマーとして安心安全な環境にやさしい農業づくりに活躍をしていらっしゃることは存じておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号51について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号51について承認することに決しました。 次、議案第6号番号52について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。12番山内委員。
12番	番号52について、12番山内が補足説明させていただきます。 この案件は□□□□に△△△△さん宅がございますし、貸し手の方の〇〇〇〇さんは■■■■の前に家がございまして、現地は△△△△さん宅の川向うの100mばかり山手近くにある場所でございます、再設定でございます。問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号52について質疑に入ります。使用貸借です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号52について承認することに決しました。 次、議案第6号番号53から番号56について私が担当ですので補足説明させていただきます。 番号53について、〇〇〇〇さんは□□□□自治会方でございますけれど、病気になられました関係上、隣の■■■■自治会の△△△△さんが友達でございまして、10年間やってやろうということで話し合いがまとまりましてお願いをする案件でございます。 番号54について、〇〇〇〇さんは□□□□自治会の方でございまして、△△△△とは●●●●

議長	●という関係上、集積をするという案件でございます。 番号55について、〇〇〇〇さんは□□□□集落に田圃を買っておられまして、それを△△△△が賃貸するという案件でございます。 番号56について、〇〇〇〇さんは△△△△の下隣の家でございまして、それを△△△△がやるという案件でございます。 ご審議よろしく願いいたします。 それでは議案第6号番号53について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号53について承認することに決しました。 議案第6号番号54について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号54について承認することに決しました。 議案第6号番号55について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号55について承認することに決しました。 議案第6号番号56について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号56について承認することに決しました。 次、議案第6号番号57から番号58について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号57について、15番藤原が補足説明させていただきます。田圃の目印といたしましては、□□□□の■■■■集落、●●●●でございます。〇〇〇〇さんは体調を崩されまして、△△△△さんと新規の契約となったところでございます。同じ集落でございます。△△△△さんは▲▲▲▲ご退職後はこの■■■■集落の水田を集積されまじたり、□□□□地区の農地・水・環境保全整備事業の事務局長もお世話になったということでございます。 番号58について、□□□□自治会の■■■■にあるのがこの水田でございまして、△△△△さんの庭だというようなところに位置をいたしております。〇〇〇〇さんは退職されまして、農業をやっておられたところでございますけれども、体調をくずされまして、このたび△△△△さんとの新規の契約となった次第でございます。〇〇〇〇さんは中間山地の世話役、これまでたびたび利用権設定の規模拡大でご承認いただいているところでございます。□□□□自治会の農業を担

15番	ついでにいただいているひとりでございます。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号57について、質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号57について承認することに決しました。 次、議案第6号番号58について、質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号58について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。その他について事務局お願いいたします。
事務局	まずはじめに、先月の総会で佐伯委員さんの方から人・農地プランの実質化についてということでご質問をいただきまして、本日担当の農業振興課川西が参っておりますので人・農地プランの実質化について説明させていただきたいと思います。前回の農業委員会にて、人農地プランの進め方について、質問を頂いておりますので、回答いたします。
農振川西	担当しております川西でございます。よろしくお願いいたします。 まず、これまでの経緯について説明いたします。 農業を取り巻く情勢が変化中、人と農地の問題を解決していくため、「人・農地プラン」が平成25年度から始まりました。 当初(6年前)、集落に向け農家アンケートを実施し、希望される集落には役場、農協、県担当者等が出向いて集落説明会を行いました。また、集落の営農組織化に向けた話し合いの際には「人・農地プラン」を説明し、将来の集落内の農地管理について推進して参りました。そして、担い手である法人、認定農業者等の中心経営体への農地集積や権利移動、新規認定農業者など、町内9地区ごとに「人・農地プラン」を作成し、プラン見直しの検討委員会を開催して参りました。 次に、11月の農業委員会にてアンケート調査を行うことの説明をさせて頂きました。このアンケートの目的は、高齢化や後継者不足で耕作を諦める方が増え、先が見えない状況が予測される中、農家のみなさんに将来の集落・農地の状況、特にどのように営農していくのか？といった人と農地の問題について、自ら考えて頂くために行いました。自ら考えて頂いた上で、実質化というものに落とし込むことになっています。 この人・農地プランの実質化について、説明いたします。 昨年の5月に国の要綱は改正され、新しく「人農地プランの具体的な進め方」が通知されました。これによると、令和元年度と2年度の2年間で、対象の地区を集落ごとに細分化し、5年から10年後の農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めるというものでした。

農振川西	具体的な進め方は次のとおりです。 1つ目は、アンケート調査の実施・回収・集計 2つ目は、地図を広げた話し合いにより現状把握 3つ目は、中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針づくりとなっております。 集落内で納まれば問題ないのですが、耕作管理ができない農地があったとすると、これをその地区の話し合いに持ち上げて受け手を探し、それでも受け手が見つからない場合、地区外の担い手がいる町全体での話し合いに持ち上げ、受け手を探す形になります。 ここでいう受け手が中心経営体のことで、認定農業者や農業法人になります。 次に、お配りしている中山間直払のパンフレットをご覧ください。8 ページから集落戦略の説明があります。中山間直払は新しく5期を迎え、これまでの交付金10割単価を交付頂くためには集落戦略を令和4年度までに作ることになっています。9ページの「農用地の将来像」に地番ごとに記入することになっており、「集落の現状」、「対策の方向性」と続きます。 また、集落戦略については、以前から作成を依頼している経緯もあり33集落が提出済みです。今後、全ての集落でこの集落戦略ができれば、人・農地プランの完成系が出来上がるものと考えています。中山間直払は5年ごとに対策が実施されますので、集落戦略も5年後ごとに見直しすることになります。併せて、人・農地プランも5年ごとに大きな見直しをすることになると考えています。 さらに、具体的な進め方について説明します。 9割方、回収が終わっているアンケート調査を集計し、円グラフを作り、地図に貼り付けます。この円グラフには、高齢化の状況、後継者の状況、貸付または売却したい面積(出し手の面積)などの状況を表します。 貼り付けた地図を各集落にお渡ししますので、農業委員会改選後、集落ごとに、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにコーディネーター役で参加頂ければと考えています。各地区の集落協定はたくさんありますので、一遍にはできません。あくまで少しずつとなります。 ある程度整うと、今後はその地区でその地図を持ち寄って、認定農業者さんや農業法人さんと一緒になって話し合いを進め受け手を探します。この時にも地区の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんをコーディネーター役として話し合いを行うことになります。 このコーディネーター役のところは、今後の農業振興部会で相談させて下さい。 前回の農業委員会の中で、佐伯委員さまがおっしゃるとおり、今回の人・農地プランの実質化の成果によって奥出雲町の農業振興の流れが変わると思いますし、また藤原会長さまがおっしゃるとおり、集落の意見を持ち寄ってその地区の実情を話し合ってまとめていくことが肝要と考えます。 そして、事前に想定されるアンケートの結果に対して、農業振興課、JAしまね、島根県、再生協議会、各種農業組織、それに農業振興部会において、農業振興の方針を固めた上で、集落へ出かけていくことが肝要とも考えます。 また、集落に出かけていくためには、大論ではなく、あくまで集落の現状を踏まえた手立てが必要です。集落内で担い手を確保できるのか。それとも集落外で担い手を確保できるのか。それとも地区外でしか担い手を確保できないのか。それとも別の問題を抱えているのか。どちらにしろ、農業生産活動に支障をきたし、継続できない恐れのある集落への支援体制の仕組みづくりを戦略的に考えていかなければなりません。どうかお力をお貸しください。
議長	回収しました今回のアンケートは国からの指示でもありましたが、これを利用して、今後の奥出雲町の農業振興について、農業委員会のみなさんの力強いご支援の中、進めていきたいと考えております。どうぞ、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。他に事務局ございましたらお願いいたします。

事務局	お手元の資料に「令和2年度奥出雲町農作業労務賃金等標準額」というものをお配りさせていただいております。先般委員会を開きまして来年度の農作業賃金の標準額のほうが決定了いたしました。金額の変更点といたしましては一番上の農業臨時雇賃金、一般作業1日の金額の最低額、これが島根県の最低賃金に合わせまして200円アップしております。6,400円からというふうに変更しております。これにつきましては今月の広報梱包で全戸配布させていただきました。また町のホームページの方にも掲載しております。 それから今年度、皆さまの活動記録簿に基づいた活動報酬でございますが、今月30日の振り込みを予定しています。また通知を送らせていただこうと思っております。 それから総会終了後、今回の改選に伴う農地利用最適化推進委員の評価委員会を予定しております。該当の委員の皆さまはご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。 事務局からは以上です。
議長	以上で総会を終わりたいと思います。次回の農業委員会は4月23日の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩

議事録署名委員 3番 ⑩